

4

東三河の将来の地域づくりに向けて
東三河広域連合（仮称）の設立へ
Wide Area Union

田原市

をはじめ東三河の市町村は、それぞれのまちの個性を輝かせながら、東三河地域が将来にわたり持続的に発展していくための新しい広域連携の形として**広域連合の設立**に向け取り組んでいます。

私たちが目指す広域連合は「広域連携事業」「権限移譲事務」「共同処理事務」の3つを柱とし、東三河の地域力と自立力を高めます。住民の皆さんへ質の高いサービスを提供することができ、効率的な行政を行うことができます。



設立当初から取り組む事務

◆広域連携事業

広域的な行政課題に対応するため、

それぞれの市町村単独では実施が困難である新たな広域連携事業に、取り組めます。東三河のさらなる発展振興に向け、観光、産業といった分野での調査研究を行います。

◆権限移譲事務

きめ細かく質の高い行政サービスを提供することができるよう、児童相談所など住民に身近な事務の権限移譲に関する調査研究を行います。

◆共同処理事務

住民サービスの維持向上を図るとともに、効率的な行政運営を行うため、各市町村でもついている事務を広域連合により共同処理します。

市町村に窓口は残すなど、住民の皆さんが困らないような仕組みとします。



◎共同処理事務 はじめは6つの事務事業から

【介護保険事業】

各市町村が行っている介護保険を、平成30年度に統合することで保険基盤が大きくなり、将来にわたり安定した介護サービスを受けられるようになります。

【消費生活相談等に関する事務】

複雑化する消費者問題等に対応する相談員の育成、情報提供などにより、東三河のどこでも専門家による相談サービスを受けられるようになります。

【滞納整理事務】

現在「愛知県東三河地方税滞納整理機構」で扱っている対応が困難な市県民税等の滞納整理は、体制が強化され、徴収額の増が見込まれます。

【障害支援区分認定審査会に関する事務】

審査体制を持続的に確保することで、申請から認定の期間が短くなり、サービスの早期利用が可能となります。

【社会福祉法人の認可等に関する事務】

特別養護老人ホームや保育所などを運営する社会福祉法人の認可や会計処理等を指導監督する職員の専門性が高まり、サービス水準の確保につながります。

【航空写真撮影等に関する事務】

撮影や地形図データの作成を一括で行うことで、経費の削減や広域的な災害対策などへの利用拡大を見込みます。



▼東三河広域協議会 広域連合設立準備室
☎(0532)51局2377
HP <http://www.east-mikawa.jp/>
▼田原市政策推進課 ☎53局35007